写

雇児総発第1006001号
平成１８年１０月６日

都道府県
各　指定都市　民生主管部（局）長　殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

児童福祉施設における施設内虐待の防止について

児童養護施設等の児童福祉施設における子どもの権利擁護については、これまで、「児童養護施設等に対する児童の権利擁護に関する指導の徹底について」（平成１１年１０月２２日児家第６０号厚生省児童家庭局家庭福祉課長通知）等の通知や全国児童福祉主管課長会議等の場において、積極的な取組をお願いしてきたところである。

また、平成１６年１２月には、児童福祉施設最低基準（昭和２３年厚生省令第６３号。以下「最低基準」という。）を改正し、児童福祉施設の職員による入所児童に対する虐待等の禁止について明記したところである（平成１７年1月１日施行）。

しかしながら、先般、埼玉県、大分県及び鹿児島県において、児童養護施設の職員が入所児童に対し性的虐待等の行為を行っていたことが明らかとなった。このことは、子どもの心身を深く傷つけ、その権利を大きく侵害するものであるばかりでなく、児童福祉施設に対する社会の信頼を揺るがしかねない大きな問題であり、極めて遺憾である。

今後、児童福祉施設において、このような施設内虐待が生じることのないよう、下記の事項について留意の上、貴管内の児童福祉施設に対し、適切な指導等を行うとともに、都道府県等として、子どもの権利擁護のための取組及び体制の充実・強化を図られるようお願いしたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の４第１項の規定に基づく技術的助言である。

記

1　児童福祉施設の職員の資質向上のための体制の整備

児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等については、すでに最低基準第７条の２において規定されているところであるが、改めてその趣旨を徹底するとともに、下記の事項について留意すること。

①　人事体制の見直し、改善等

・　各児童福祉施設において、他法人や他施設との人事交流を行うこと等により、職員が広く児童福祉を含む社会福祉事業に関する知識及び経験を深め、かつ技能を修得する機会を設ける体制づくりに努めるよう指導すること。

・　施設によって職員の年齢、経験年数等に偏りが生じることのないよう、各児童福祉施設において、職員の採用、異動、昇格等の基準について検討するよう周知すること。

・　各児童福祉施設において、職員の適切な処遇や開かれた職場環境づくりに努めることにより、施設が一体となって子どもの権利擁護に取り組むことのできる体制を構築するよう指導すること。

②　職員の育成及び倫理観の確立

・　各児童福祉施設において、最低基準第１３条の規定に基づく服務規程や懲戒規程について職員に徹底し、職業倫理の確立を図るよう周知すること。

・　子どもの権利擁護に関する勉強会、研修会等については、都道府県等が主体となり、各児童福祉施設の新任職員等に対する研修の実施や実習の導入を図るとともに、その内容の充実について検討する等、積極的に取り組むこと。

・　各児童福祉施設においては、職員が、子どもへの指導に行き詰まることのないよう、支援が難しい子どもや、思春期を迎えた子ども等に対するケアの技術の向上に努めることとし、必要に応じて施設長等による指導、助言等を行うよう周知すること。

2　子どもの意見表明の機会及び施設運営の透明性の確保

各児童福祉施設において、最低基準第１４条の３に規定する苦情への対応に関する体制の整備及び充実が図られ、子どもの意見表明の機会や施設運営の透明性が確保されるよう、施設内外における連携体制を強化すること。

①　子どもの意見表明の機会の確保

・　各児童福祉施設において、子どもが安心して意見表明の機会を活用できるよう、苦情受付体制の整備状況にとどまらず、意見箱の使用状況や意見の取扱いについて実態を把握するとともに、これらについて十分な活用がなされていない場合には、第三者委員等の意見も踏まえ、当該実態を改善するよう指導すること。

・　各児童福祉施設において、子どもがいつでも相談や意見表明を行うことができるよう、いわゆる「児童の権利ノート」等の活用を図るとともに、子どもと施設の職

員との間の信頼関係の構築及び施設内の雰囲気づくりについて、日常より十分に配慮するよう周知すること。

② 児童相談所の取組

・ 児童相談所の職員は、児童福祉施設を定期的に訪問し、子どもの生活状況の把握や、必要に応じて子どもから直接意見を聴取する等、児童福祉施設を利用している子どもに係る問題の把握に努めること。また、児童相談所と児童福祉施設との間で合同で事例検討会議を行う等、相互の連携を図るよう十分に留意すること。

③ 施設内の職員間の連携及び情報の共有化

・ 各児童福祉施設において、個々の子どもへの支援の透明性を確保するため、職員全体による会議を開催する等、施設内の職員間の連携及び情報の共有化に努めるよう周知すること。

④ 運営適正化委員会の活用

・ 社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第８３条の規定に基づき、都道府県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会が行う苦情解決のための相談、助言、調査等について、積極的な活用を図ること。

3 各児童福祉施設との連携体制の確保及び強化

都道府県等と各児童福祉施設との連携体制を確保し、迅速かつ適切な対応を行うことにより、児童福祉施設における施設内虐待に係る事件及び事故の防止並びに早期解決に努めること。

① 報告体制の強化

・ 各児童福祉施設において、施設内虐待や職員の不祥事等、重大な案件が発生した場合には、都道府県等への報告が速やかに行われるよう、当該報告体制の強化について指導すること。

② 児童福祉行政指導監査の実施

・ 都道府県等が児童福祉行政指導監査を実施する場合には、監査の実施方法や内容が形骸化することのないよう留意するとともに、その児童福祉施設において、子どもの意向、希望を尊重するよう配慮がなされているか等について把握し、施設内虐待に係る事件及び事故の防止並びに早期発見に努めること。

③ 都道府県等による改善勧告、指導等

・ 児童福祉施設における施設内虐待に係る事件及び事故に関し、都道府県等による改善勧告、指導等が必要であると認められる場合には、子どもの安全確保や権利擁護等、子どもの最善の利益を十分に勘案の上、迅速かつ適切に対応すること。